

◎新潟県訓令第10号

福祉保健部生活衛生課
地域振興局
中央福祉相談センター

地域振興局等の職員の兼務及び兼職に関する規程（平成16年3月新潟県訓令第20号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
(兼務)		(兼務)	
<p>第1条 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、<u>児童・障害者相談センター</u>、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる保健所、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>		<p>第1条 別表第1の左欄に掲げる地域振興局の部、課又は農林事務所の事務を命ぜられた職員（地域振興局健康福祉環境部の環境センター長及び環境センター環境課の事務を命ぜられた職員を除く。）は、同表の右欄に掲げる保健所、福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は農業普及指導センター（地域振興局健康福祉環境部の環境センター検査課の事務を命ぜられた職員については、保健所に限る。）に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	
別表第1 （第1条関係）		別表第1 （第1条関係）	
(略)		(略)	
村上地域振興局農林振興部 普及課	(略)	村上地域振興局農林振興部 <u>企画振興課又は普及課</u>	(略)
新発田地域振興局健康福祉 環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事 務所	新発田地域振興局健康福祉 環境部	新発田保健所 新発田地域福祉事 務所 <u>新発田身体障害者 更生相談所</u> <u>新発田知的障害者 更生相談所</u> <u>新発田児童相談所</u>
新発田地域振興局児童・障 害者相談センター	新発田身体障害者 更生相談所 新発田知的障害者 更生相談所 新発田児童相談所		
新発田地域振興局農業振興 部普及課	(略)	新発田地域振興局農業振興 部 <u>農業企画課、生産振興課</u>	(略)

新潟地域振興局農林振興部 普及課	(略)
(略)	
新潟地域振興局巻農業振興 部普及課	(略)
(略)	
三条地域振興局農業振興部 普及課	(略)
長岡地域振興局健康福祉環 境部	長岡保健所 長岡地域福祉事務 所
長岡地域振興局児童・障害 者相談センター	長岡身体障害者更 生相談所 長岡知的障害者更 生相談所 長岡児童相談所
長岡地域振興局農林振興部 普及課	(略)
(略)	
魚沼地域振興局農業振興部 普及課	(略)
南魚沼地域振興局健康福祉 環境部	南魚沼保健所 南魚沼地域福祉事 務所
南魚沼地域振興局児童・障 害者相談センター	南魚沼身体障害者 更生相談所 南魚沼知的障害者 更生相談所 南魚沼児童相談所
南魚沼地域振興局農林振興 部普及課	(略)
(略)	
十日町地域振興局農業振興 部普及課	(略)
(略)	
柏崎地域振興局農業振興部	(略)

又は普及課	
新潟地域振興局農林振興部 農業企画課、生産振興課、 普及第1課又は普及第2課	(略)
(略)	
新潟地域振興局巻農業振興 部企画振興課又は普及課	(略)
(略)	
三条地域振興局農業振興部 企画振興課又は普及課	(略)
長岡地域振興局健康福祉環 境部	長岡保健所 長岡地域福祉事務 所 <u>長岡身体障害者更 生相談所</u> <u>長岡知的障害者更 生相談所</u> <u>長岡児童相談所</u>
長岡地域振興局農林振興部 農業企画課、生産振興課又 は普及課	(略)
(略)	
魚沼地域振興局農業振興部 企画振興課又は普及課	(略)
南魚沼地域振興局健康福祉 環境部	南魚沼保健所 南魚沼地域福祉事 務所 <u>南魚沼身体障害者 更生相談所</u> <u>南魚沼知的障害者 更生相談所</u> <u>南魚沼児童相談所</u>
南魚沼地域振興局農林振興 部企画振興課又は普及課	(略)
(略)	
十日町地域振興局農業振興 部企画振興課又は普及課	(略)
(略)	
柏崎地域振興局農業振興部	(略)

普及課	
上越地域振興局健康福祉環境部	上越保健所
上越地域振興局児童・障害者相談センター	上越身体障害者更生相談所 上越知的障害者更生相談所 上越児童相談所
上越地域振興局農林振興部普及課又は上越東農林事務所（業務課、農村整備課及び森林施設課を除く。）	（略）
（略）	
糸魚川地域振興局農林振興部普及課	（略）
（略）	
佐渡地域振興局農林水産振興部普及課	（略）

別表第2（第2条関係）

（略）	
新発田地域振興局児童・障害者相談センター次長	新発田児童相談所次長
新発田地域振興局児童・障害者相談センター企画指導課長	新発田児童相談所企画指導課長
新発田地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	新発田児童相談所相談判定課長
（略）	
新潟地域振興局健康福祉部総務福祉課長	新潟地域福祉事務所総務福祉課長
（略）	
長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	（略）
長岡地域振興局児童・障害者相談センター次長	長岡児童相談所次長
長岡地域振興局児童・障害	（略）

企画振興課又は普及課	
上越地域振興局健康福祉環境部	上越保健所 上越身体障害者更生相談所 上越知的障害者更生相談所 上越児童相談所
上越地域振興局農林振興部農業企画課、生産振興課、普及課又は上越東農林事務所（業務課、農村整備課及び森林施設課を除く。）	（略）
（略）	
糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課又は普及課	（略）
（略）	
佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課、生産振興課又は普及課	（略）

別表第2（第2条関係）

（略）	
新発田地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課長	新発田児童相談所相談課長
（略）	
新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター長	新潟地域福祉事務所津川地区センター長
新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター地域福祉課長	新潟地域福祉事務所津川地区センター地域福祉課長
（略）	
長岡地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	（略）
長岡地域振興局健康福祉環	（略）

者相談センター指導保護課長		境部児童・障害者相談センター指導保護課長	
長岡地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)	長岡地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)
(略)		(略)	
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター次長	南魚沼児童相談所次長	南魚沼地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談課長	南魚沼児童相談所相談課長
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター企画指導課長	南魚沼児童相談所企画指導課長		
南魚沼地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	南魚沼児童相談所相談判定課長		
(略)		(略)	
上越地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部環境センター検査課長	(略)
上越地域振興局児童・障害者相談センター次長	上越児童相談所次長		
上越地域振興局児童・障害者相談センター指導保護課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター指導保護課長	(略)
上越地域振興局児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)	上越地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター相談判定課長	(略)
(略)		(略)	